

車報広港境  
書 様 仕

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

## 第1 総則

- 1 本仕様書は、令和8年度に鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「発注者」という。）が購入する境港広報車の車両及び機装について定めるものであり、本仕様書の内容をすべて満たすものとする。
- 2 本車両（付属品含む）は、仕様書記載の内容に加え、道路運送車両法、保安基準等の関係法令に適合し、緊急自動車として承認を受けるものであること。
- 3 受注者は本仕様書を十分に検討したうえで契約するものとし、契約後の疑義は発注者の解釈に従うこと。製作に支障がないよう打ち合わせを綿密に行うこと。
- 4 車両は、発注者の承認を受けた図書に基づき製作すること。
- 5 製作の進行に伴い、仕様書または承認図書等の変更が必要な場合は、書面により発注者の承認を受けること。
- 6 製作中に発生した質疑は発注者と協議し、その指示に従うこと。
- 7 完成車は新規登録検査を受け、登録を完了した後に納入すること。
- 8 登録に係る諸費用（リサイクル料、車庫証明、緊急車指定申請書等）は受注者が負担するものとする。ただし、自動車重量税及び自賠責保険料は発注者が負担する。
- 9 納入場所は、発注者が指示する場所とする。
- 10 納入期限は令和9年2月10日とし、納入時には完成車の配置先職員に対して取り扱い説明を行うこと。必要な資料がある場合は、受注者が必要部数を用意すること。
- 11 完成車の保証期間は、納入日から1年間とし、その間に発生した不具合については、受注者の責任で無償にて修理・改修・交換等を行うこと。ただし、メーカーが公表する保証期間が1年を超える部位については、その期間を適用する。なお、使用が制限された期間は保証期間に含めず、設計・製作上の欠陥に起因する不具合については、使用期間中であっても保証対象とする。
- 12 下取り
  - (1) 入札金額は、既存車両（境港消防署配備 境港広報車・鳥取 880 あ 95）の下取り価格を差し引いた金額を計上するものとする。また、下取りに係る費用は一切受注者の負担とする。
  - (2) 下取り車両は現状渡しとし、使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づき、受注者において輸送、解体処分し永久抹消登録すること。なお、一時抹消登録証明書または、登録識別情報通知書（一時抹消登録）及び登録事項等証明書をそれぞれ発注者に提出すること。
  - (3) 売却車両の輸送、解体処分及び永久抹消登録等に係る経費（リサイクル料金未預託部分含む）は受注者が負担するものとする。なお、車両引き渡し後の事故、損傷等について発注者は一切責任を負わないものとする。
  - (4) 自動車重量税の還付手続きを受注者が行い、還付金を発注者が指定する方法で発注者に納入すること。ただし、自賠責保険の還付手続きについては、発注者が行うも

のとする。

## 第2 提出図書等

### 1 承認図書等（製作前提出）

受注者は、製作前に以下の書類を提出し、発注者の承認を得ること。各図面は、できる限り詳細に記載すること。

（1）シャシ5面図（前面、後面、左右側面、上面）

（2）車体艤装図

ア 艤装図（前面、後面、左右側面、上面）

イ 主要諸元表（諸元明細書）

ウ 電気配線図

エ 取付品・積載品の製作図、カタログ等

オ 資機材収納配置図

### 2 完成図書（納入時提出）

以下の図書をA4サイズのファイルに製本し、2部提出すること。

（1）承認図書（検査指示に基づき修正された最新版）

（2）取扱説明書

（3）改造自動車計算書

（4）その他、消防本部が指示するもの

## 第3 車両主要諸元

本車両は、ガソリンエンジンを搭載した低公害車両とし、最新の排出ガス規制に適合していること。排気量はおおむね1500cc程度とする。

### 1 シャシ仕様

（1）駆動方式：四輪駆動

（2）乗車定員：5名

（3）トランスミッション：オートマチック

（4）安全装置：ABSおよび衝突回避支援システムを装備

（5）エアバッグ：運転席・助手席に装備

（6）シートベルト：全座席に装備

（7）パワーステアリング：装備

（8）ドア：両側スライドドア

（9）空調装置：エアコン装備

（10）パワーウィンドウおよび集中ドアロック

（11）AM/FMラジオ、時計を装備（ナビとの兼用可）

（12）荷室寸法：幅1400mm以上、高さ1300mm以上

## 2 取付工事・取付品

以下の品目を車両に取り付けること。取付位置や仕様の詳細は、事前に発注者と協議し決定するものとする。

- (1) 後退警報器 (ON/OFF スイッチ付)
- (2) フロアマット (純正品)
- (3) デッキマット
- (4) 荷室用ラゲッジトレイ
- (5) サイドバイザー (全ウィンドウ)
- (6) サンバイザー (運転席・助手席)
- (7) プライバシーガラス (フロントウインド・フロントドア除く)
- (8) リアワイパー
- (9) 電動リモコン式ドアミラー
- (10) 消防章 (フロント)
- (11) ドライブレコーダー
- (12) GPS ナビゲーションシステム (TV機能なし)
- (13) シガーソケット
- (14) メーカー標準付属品

## 第4 車体艤装

### 1 外装

- (1) 車両前方にLED式赤色警光灯を取り付けること。
- (2) 電子サイレンスピーカーが赤色灯に内蔵されていない場合は取り付けること。取り付けにあたっては音漏れを最小限に抑えるよう配慮すること。
- (3) フロントグリル中央部に消防章を取り付けること。

### 2 内装

- (1) 室内には、更新対象車両から無線機・AVM装置を載せ換えるための取付ベース金具を設置すること。
- (2) 後部座席上部付近に、支障のない位置へ無線スピーカーを1個設置すること。
- (3) 電装品および無線機操作部は、運転席付近に集中配置すること。
- (4) 後部床面の接合部を含む床全面に対し、防水コーキング等による十分な防水処理を施すこと。
- (5) 後部室内の窓にはプライバシーガラスを使用し、必要に応じてフィルムを貼付すること。

### 3 座席

- (1) 前席は運転席および助手席とする。
- (2) 後部座席は3名乗車用とし、折りたたみ可能かつ荷室をフラットにできる構造と

すること。

- (3) シート表皮は、全席ともビニールレザー製とする。

## 第5 電装品

### 1 電子サイレン

- (1) 電子サイレンアンプを運転席付近に設置すること。
- (2) アンプは音声合成サイレンおよび警鐘機能付きとし、出力は50W以上とする。  
また、以下の音声メッセージを再生できる構造とすること。再生は緊急走行時のみに限定し、不要時は停止可能な構造とする。
- ・右折：「右へ曲がります。ご注意ください。」
  - ・左折：「左へ曲がります。ご注意ください。」
  - ・後退：「バックします。ご注意ください。」
  - ・渋滞通過：「消防車が通ります。進路を譲ってください。」
  - ・交差点進入：「交差点に進入します。ご注意ください。」
  - ・現場広報：5種類（内容は別途協議）
- (3) サイレンアンプ近くに集合スイッチパネルを設置すること。スイッチ配列・機能については発注者と協議の上で決定する。
- (4) 運転席付近にフレキシブルマイクを設けること。

### 2 ヒューズ

- (1) 特殊配線用の専用ヒューズボックスを設け、一般配線用とは分離すること。
- (2) 使用するヒューズは、ノンヒューズブレーカーとする。

### 3 冷暖房装置

エアコンは車室全体に対して十分な冷暖房性能を有すること。他装置の機能や保守点検に支障を及ぼさない構造とすること。

### 4 後退警報ブザー

後退時用の音響警報器を設置すること。作動の切替用スイッチを運転席付近に設けること。

## 第6 その他の設備

### 1 無線機

- (1) 消防用無線機と更新対象車両に積載している消防用無線機及びAVM装置等を指示する位置に載せ換え、取付け、配線を施すこと。詳細については別途協議するものとする。
- (2) 消防用無線機及び下記の装置を取付け、各装置までの配線を施すこと。
- (3) 無線送受話器については指示する位置に設置するものとする。
- (4) 無線機付近に、消防本部の指示する無線呼出し名称を表示すること。

- (5) 無線機は、定期点検を容易に行うことができる取付方法とする。
- (6) 無線機の作動を切り替えるオンオフスイッチを取り付け、付近に確認用ランプを設置すること。

## 2 消火器固定装置

- (1) 自動車用粉末消火器（6型・固定金具付き）を1本積載すること。
- (2) 消火器は、消防活動および他装置の使用を妨げず、かつ取り出しやすい位置に強固に取り付けること。

## 3 表示プレート

操作ボタン、スイッチ類、タイヤ空気圧表示などには、名称・操作方向・単位等を日本語で明記した表示プレートを、見やすい位置に取り付けること。

# 第7 塗装・車体標識

## 1 塗装およびメッキ

- (1) 車体外装は朱色塗装とすること。
- (2) 塗装およびメッキ材料は製作会社の指定品とする。ただし、納入後1年以内に変色、亀裂、剥離、浮き上がり等の不具合が発生した場合は、無償にて再処理を行うこと。

## 2 車両表示文字（詳細は落札後協議）

- (1) 車両の前部、後部、両側面に、発注者が指示する文字およびマークを明示すること。
- (2) キャブ上部には、別途指示する対空標識を明示すること。

# 第8 車両用付属品

別表「取付品および附属品一覧」に記載された全品目、およびメーカー公表の標準装備品を納入すること。

# 第9 検査

## 1 検査日程

- (1) 検査日は受注者と発注者が事前に調整のうえ決定する。
- (2) 検査に必要な測定機器・器具類は受注者が準備し、立会いのもと実施すること。

## 2 受入検査

- (1) 検査は、車両（付属品含む）の完成後に実施する。
- (2) 以下の項目について、仕様書・承認図書・発注者の指示事項に基づいて検査を行うこと。

ア 艤装検査（車両全般）

イ 作動検査（各装置）

- ウ 標示確認（署所名、対空表示等）
- エ 付属品確認
- オ その他、発注者が必要と認める項目

### 3 検査結果の報告

指摘事項があった場合は速やかに是正し、その内容について写真等を添付して報告すること。是正および報告のスケジュールも明確に提示すること。

### 4 車検関連

- （１）登録検査は受注者が実施すること。
- （２）自動車重量税及び自賠責保険料は発注者負担とする。

### 5 その他

- （１）無線機・A V M端末の移設設置は受注者が実施すること。業者選定については発注者と協議のうえ実施すること。
- （２）付属品の確認は、発注者が指定する場所で職員立会いのもと実施すること。
- （３）取扱説明は、各配置所属にて１回以上実施すること（受注者主体）。
- （４）現使用車両から移設する資機材については別途協議すること。

## 別表

### 取付品及び附属品

| No. | 品 名               | 型式等                      | 数 量 |
|-----|-------------------|--------------------------|-----|
| 1   | 赤色警光灯             | 大阪サイレン NX-M-XY2-A        | 1 式 |
| 2   | 電子サイレン            | 大阪サイレン TSK-D151          | 1 式 |
| 3   | 後退警報器             | ON・OFF スイッチ付             | 1 式 |
| 4   | ドアロックリモコン         | キー付き                     | 3 個 |
| 5   | ドライブレコーダー         | SD カード(32GB)付（前後方向録画タイプ） | 1 式 |
| 6   | G P S ナビゲーションシステム | バックモニター付き、テレビ機能なし        | 1 式 |
| 7   | 消防章               | 1 0 0 m m                | 1 個 |
| 8   | フレキシブルマイク         |                          | 1 式 |
| 9   | 自動車用消火器           | 6 型                      | 1 本 |
| 10  | 車輪止め              | ゴム製                      | 2 個 |
| 11  | 拡声器               | TS-633R（ウェストホルダー付）       | 1 式 |
| 12  | スタッドレスタイヤ         | ホイール付き                   | 4 本 |
| 13  | タイヤチェーン           | 雪道楽                      | 1 式 |
| 14  | 荷室ラゲッジトレイ         | 防水性                      | 1 式 |
| 15  | 三角表示板             |                          | 1 式 |

## 車載用無線装置及び車載端末装置の車両設置に係る仕様書

### (概要)

第1条 本仕様書は、車載用無線装置（車載用無線装置の機能を有するために必要な付属する機器を含む。（以下「無線機」という。））及び車載端末装置（車載端末装置の機能を有するために必要な付属する機器を含む。）の新規設置又は移設設置における必要な事項を定める。

### (留意事項)

第2条 受注者は、次の各号に留意するものとする。

- (1) 無線機及び車載端末装置（以下「無線装置等」という。）の新規設置又は移設設置、調整、技術的操作、無線交信試験等における作業（以下「設置作業」という。）は、無線局登録点検員の資格を有する者又はその監督のもとに行わせなければならない。
- (2) 消防局職員と事前の打ち合わせを十分に行い、一方的な解釈で設置作業は行わないこと。
- (3) 消防局の無線運用に支障を与えないよう留意し設置作業を実施し、必要な場合は消防局職員へ申し出ること。
- (4) 無線装置等は、消防局が別途契約している保守管理契約の対象装置であり、設置作業において必要な場合は職員に申し出て保守管理受託業者と協議を行うこと。
- (5) 新規設置又は移設設置に係る作業において発生する一切の経費は、仕様の範囲に含むものとする。

### (対象車両)

第3条 新規に無線装置等を設置する車両（以下「新規車両」という。）及び既設の無線装置等を積載している車両（以下「既設車両」という。）は、消防局職員が指定する。

- (1) 新規車両 境港広報車 （下記(2)既設車両から無線装置等の移設設置）
- (2) 既設車両 境港広報車 （無線装置等の取り外し）

### (作業範囲)

第4条 無線装置等を実設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

- (1) 既設車両に設置してある無線装置等の事前動作試験及び取り外し
- (2) 無線機の新規車両への設置及び単体動作試験
- (3) 車載端末装置の新規車両への設置及び単体動作試験
- (4) 無線機と車載端末装置との接続
- (5) 接続後の無線試験交信及び総合試験

2 無線装置等を移設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

- (1) 既設車両に設置してある無線装置等の事前動作試験及び取り外し
- (2) 無線機の新規車両又は既設車両への設置及び単体動作試験
- (3) 車載端末装置の新規車両又は既設車両への設置及び単体動作試験
- (4) 無線機と車載端末装置との接続
- (5) 接続後の無線試験交信及び総合試験

### (設置作業等)

第5条 設置作業は、次の各号により実施するものとする

- (1) 設置作業の実施場所は、電波管理上の点から消防局、消防署又は出張所の敷地内とする。
- (2) 設置作業は、作業日当日に完了するものとする。ただし、設置作業において特別な事情が発生した場合は、直ちに消防局職員にその旨を申し出て協議を行うものとする。
- (3) 既設車両から無線装置等を取り外す場合は、取り外し前及び作業中に消防局職員の確認を受けること。
- (4) 無線装置等の総合試験は、別紙1の作業明細により実施すること。
- (5) 無線機の調整は、無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号）に定める電波の質の許容値、その他電波法関係法令に定める規格及び別紙2の試験調整項目表に定める項目とする。ただし、特別に許容値を設ける場合は別に指示する。
- (6) 設置作業において無線装置等に故障、不具合等が発見された場合は、受注者で調査するとともに、消防局職員へ報告し適切に対応すること。
- (7) 機器の取り付け位置、貫通部の位置、その他の疑義が生じた場合は、消防局職員の指示を受けること。
- (8) その他設置作業に必要な事項は、別紙1の作業明細に定める。

(対象機器)

第6条 対象機器は次のとおりとする。(対象車両1台分)

| 機 器 名                    | 数 | 単<br>位 | 新規又は移設の区分                  |
|--------------------------|---|--------|----------------------------|
| 無線機                      | 1 | 台      | 移設設置                       |
| 空中線及びベース                 | 2 | 台      | 新設設置（1/4λ空中線ベース付） 260MHz用2 |
| ハンドセット及び掛金具              | 1 | 式      | 新設又は移設設置                   |
| 外部スピーカー                  | 2 | 台      | 新設設置（車外用1台、車内用1台）車外用は防水型   |
| 外部スピーカー用スイッチ             | 1 | 台      | 新設設置                       |
| 車載端末装置                   | 1 | 式      | 移設設置                       |
| 無線装置等の機能を有する<br>ために必要な機器 | 1 | 式      | 新設又は移設設置                   |

(検査)

第7条 設置作業が完了したら消防局職員へ申し出て、完了検査を受けなければならない。

(保証)

第8条 設置作業後1年以内に生じた故障、不具合等で、明らかに受注者の責任と見なされるものは無償で修理を行うものとする。

(協議)

第9条 本仕様書に明記されない事項で疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

## 作 業 明 細

## 1. 取り外しに関する基本事項

- (1) 無線装置等の取り外しは、移設後正常に動作するよう十分留意して行うこと。
- (2) 無線装置等を取り外す前に、機器電源を切り、バッテリーに直接接続してある電源線を外すこと。
- (3) バッテリー端子、その他の電源線は、ショート等が発生しないように処置し作業すること。
- (4) 既設車両の空中線及び空中線ベースの車体貫通部は、取り外した後に雨水が入らないよう適切な処置を行っておくこと。
- (5) 車両のパネル、内装材、コンソール等（以下「車両パネル等」という。）を取り外した場合は、作業後に復旧すること。

## 2. 取り付けに関する基本事項

- (1) 車両パネル等の一部に穴をあける必要がある場合は、消防局職員の指示を受けること。
- (2) ケーブル又は配線が、車体、車両パネル等を貫通する場合は、貫通部保護を行うこと。
- (3) 車両パネル等を取り外した場合は、作業後に当初の状況に復旧すること。ただし、消防局職員の指示により加工した部分を除く。

## 3. 取り付け基準

- (1) 無線機は、新設車両のダッシュボード、コンソール等に設置し、運転席又は乗員席から操作ができること。
- (2) 無線機のアースは、確実に車体アースを取ること。
- (3) 無線機の電源は、車両のバッテリーから直接取ること。
- (4) ハンドセットは、無線機に隣接するように設置すること。
- (5) 補助ハンドセットを取り付ける場合は、消防局職員の指示する位置に設置すること。
- (6) 車内に外部スピーカーを取り付ける場合は、運転者や乗員に支障がない位置に設置すること。
- (7) 車外に外部スピーカーを設置する場合は、キャブ内に外部スピーカー用スイッチを取り付けるものとする。
- (8) 空中線及び空中線ベースの取り付け位置は、車体の屋根上とすること。ただし、車体の構造上支障がある場合は、消防局職員と協議し設置場所を決定すること。
- (9) 空中線及び空中線ベースのアースは、確実に車体アースを取ること。
- (10) ケーブル又は電線が車体を貫通する場合は、当該貫通部から雨水が浸入しないよう処置すること。
- (11) 車載端末装置の操作部は、容易に操作ができる位置に設置すること。
- (12) 車載端末装置の制御部は、座席の下等で乗車に支障がなく、かつ、乗員の踏みつけ等による破損が起らない位置とすること。
- (13) 車載端末装置の制御部ケーブルは純正品に限るものとし、また、指定されたケーブル長を超えることはできない。
- (14) 設置作業に当たって、既設ケーブルの劣化又は破損、取り付け位置の関係でケーブル長の不足等を確認した場合は、消防局職員に報告し必要な場合は艤装メーカーと協議を行うこと。

## 4. 無線機の試験

- (1) 無線機の実装が完了したら、別紙2の試験調整項目表に従い無線機の試験を実施すること。特に、送信出力（空中線のマッチング）、送信周波数、変調特性等、調整を必要とする項目は職員の確認を受け入念に行うこと。
- (2) 無線機の通話試験は、無線機に搭載されている送信周波数で必要なものを順次発射し、消防局との無線交信状況を確認することとする。

## 5. 車載端末装置の試験

- (1) 単体動作試験
  - ①電源投入試験  
車載端末装置の電源投入及び電源切断を実施し、正常に起動することを確認すること。
  - ②動態操作試験  
車載端末装置の各動態ボタンを押し、機器ディスプレイ上の表示を確認すること。
- (2) 動作試験は、別紙2の試験調整項目表に従い動作試験を行うこと。

① I D 確認試験

無線機と接続後、車載端末装置の動態ボタンを押し、指令システム上で指定 I D の車両動態が変化するか確認すること。

② 動態登録試験

車載端末装置の各動態ボタンを押し、指令システム上の動態変化と整合が取れていることを確認すること。

## 試験調整項目表

## 1. 取り外し前

## (1) 無線機の試験

| 項 目    | 摘 要                                 |
|--------|-------------------------------------|
| 外観点検   | キズ等の有無、その記録                         |
| 電源電圧測定 | バッテリー                               |
| 送信出力   | 全チャンネル<br>(進行波電力、反射波電力)             |
| 通話試験   | 指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 3、統<br>制波 1) |

## (2) 車載端末装置の試験

| 項 目    | 摘 要           |
|--------|---------------|
| 外観点検   | キズ等の有無、その記録   |
| 機能試験   | 操作及び機能全般      |
| 車両位置情報 | 車両 G P S との連動 |
| 試験動態   | 全動態           |

## 2. 取り付け後

## (1) 無線機の試験

| 項 目       | 摘 要                                       |
|-----------|-------------------------------------------|
| 外観点検      | キズ等の有無、その記録                               |
| 電源電圧測定    | バッテリー                                     |
| 送信出力      | 指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 2、活<br>動波 3、活動波 4) |
| 送信周波数     | 同上                                        |
| スプリアス輻射強度 | 同上                                        |
| 変調精度      | 同上                                        |
| 通話試験      | 指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 3、統<br>制波 1)       |

## (2) 車載端末装置の試験

| 項 目      | 摘 要           |
|----------|---------------|
| 外観点検     | キズ等の有無、その記録   |
| I D 確認試験 |               |
| 機能試験     | 操作及び機能全般      |
| 車両位置情報   | 車両 G P S との連動 |
| 試験動態     | 全動態           |

## (3) 無線装置等の総合試験

| 項 目                    | 摘 要                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------|
| 無線装置と車載端末装置の<br>機能連動試験 | 車載端末装置による無線チャンネルの切り替え<br>無線装置による動態・位置情報の送信機能等 |
| その他、無線装置等に関する<br>総合試験  |                                               |

境港広報車 車体文字(シール張り)

---

対空表示

境 広

---

車両左右両側

鳥取県西部消防局  
TOTTORI SEIBU FIRE DEPARTMENT

フロント、バックドア

境 広

年 月 日

## 入 札 書 （ 第 回 ）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）を承知の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 件 名     | 境港広報車の納入          |
| 納 入 場 所 | 鳥取県西部広域行政管理組合 消防局 |
| 入 札 金 額 | 金 円               |

### 注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

1 件 名 境港広報車の納入

2 開 札 日 年 月 日

3 辞 退 理 由

年 月 日

## 入 札 物 品 確 認 書

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

提出者 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、次のとおり確認書を提出します。

記

1 件 名 境港広報車の納入

2 開 札 日 年 月 日

3 入 札 物 品

※ 該当する項目の□をチェックしてください。

☐ 仕様書に定める規格で入札に参加

☐ 仕様書に定める規格以外の同等品で入札に参加(組合の認定が必要)

【添付資料】

・同等品の仕様が確認できる書類(カタログ等)

(仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加する場合の認定結果等)

認定結果は、令和8年6月19日(金)正午までに電話又はファクシミリにより回答いたします。

なお、不適合となった場合は、令和8年6月22日(月)正午までに同等品の再提出を行い、再認定を受けることを認めることとします。

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配達日  
指定郵便

配達指定日  
令和8年7月6日（月曜日）

入  
札  
書  
在  
中

〒689-3403  
鳥取県米子市淀江町西原1129番地1  
  
鳥取県西部広域行政管理組合  
事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 入 札 番 号                        | 広消22     |
| 案 件 名                          | 境港広報車の納入 |
| 差出人<br>住所<br>商号又は名称<br>代表者の職氏名 | ※        |

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。